

## 京都府流域下水道共同研究技術審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 京都府流域下水道共同研究実施要綱（以下「要綱」という。）第3条及び第5条の規定により、研究テーマの設定及び共同研究申請書の審査を行うため、京都府流域下水道共同研究技術審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 要綱第3条による共同研究の分野、種類等の決定
- (2) 要綱第5条による共同研究申請書の審査

### (組織)

第3条 委員会は、環境部水環境対策課長及び水環境対策課流域下水道整備等担当課長並びに流域下水道事務所長、技術次長、該当浄化センター所長及び副所長の職にある者をもって構成する。

### (座長)

第4条 委員会に座長を置き、水環境対策課長の職にある者をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、可決をすることができない。
- 3 座長は、関係職員等を委員会の会議に出席させて意見を述べさせ、委員会の会議において学識経験者の意見を聴くことができる。

### (委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境部水環境対策課が処理する。

### (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか委員会の運営等について必要な事項は、座長がこれを定める。

#### 附 則

この要領は、平成17年 7月12日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年 6月 1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。